

議案第 3 号

令和 2 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和2年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和2年度の財政融資資金の融通条件（令和元年12月18日決定）を下記のように改め、令和2年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（イ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち2,860億円については、15年以内、15,880億円については、9年以内、820億円については、6年以内（満期一括償還）
（ii）挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）

2. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ロ）ただし書を次のとおり改める。

- ただし、（i）令和2年度における貸付けのうち4,506億円については、15年以内、11,268億円については、10年以内、288億円については、10年以内（満期一括償還）、240億円については、6年以内（満期一括償還）
（ii）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。
（iii）挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）

3. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和2年度における貸付けのうち65億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、670億円については、15年以内、1,715億円については、10年以内、2,235億円については、

5 年以内

4. 記 4 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付けイただし書中（イ）を次のとおり改める。

（イ）令和 2 年度における貸付けのうち 1 9 2 億円については、2 5 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）、2 0 7 億円については、2 0 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）、4 5 4 億円については、7 年以内（1 年以内の据置期間を含む。）